

改正	平成10年4月1日	平成13年5月29日
	平成14年2月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成20年4月1日
	平成23年4月1日	

（目的）

第1条 学習院（以下「本院」という。）は、次の各号に掲げる目的のために、学習院奨学基金（以下「本基金」という。）を設立する。

- 一 本院大学大学院及び女子大学大学院における学生の特色ある研究活動を育成するため
- 二 本院大学法科大学院及び学部並びに女子大学学部において、学業成績及び人物ともに優秀な学生の奨学のため
- 三 本院大学学部及び女子大学学部並びに高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園（以下「各科」という。）における学費の支弁が困難と認められる学生、生徒、児童及び園児に対する学費支援のため
- 四 本院が設置する学校に在籍する学生、生徒、児童及び園児のうち、身体に障害を持つ者及び在籍中に支援が必要となる事由が発生した者の支援のため

（奨学金及び援助金の種類）

第1条の2 前条による奨学金及び援助金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学習院大学学業優秀者給付奨学金、学習院女子大学学業優秀者給付奨学金及び学習院女子大学大学院学業優秀者給付奨学金
- 二 学習院大学学費支援給付奨学金及び学習院女子大学学費支援給付奨学金並びに学習院各科学費支援給付奨学金
- 三 学習院身体障害者支援給付援助金
- 四 学習院大学新入学生特別給付奨学金

（基金の構成）

第2条 本基金は、法人からの繰入金、指定寄附及びそれらの果実をもって構成する。

（給付）

第3条 本基金の果実により交付する奨学金及び援助金は、給付とする。

（給付対象者）

第4条 本院がこの奨学金及び援助金を給付する学生、生徒、児童及び園児は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本院大学大学院学生（法科大学院学生を含む。）、女子大学大学院学生
- 二 本院大学学部学生、女子大学学部学生
- 三 本院高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の生徒、児童及び園児

（基金の運営）

第5条 本基金の運営は、科長会議が行う。

（細則の制定）

第6条 この規程の細則は、別に定める。

（改正）

第7条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、平成2年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。